

給実甲第1314号

令和5年3月31日

人事院事務総長

給実甲第609号の一部改正について（通知）

給実甲第609号（俸給の調整額の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和5年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
規則別表第1関係 (略)	規則別表第1関係 (略)
<u>規則別表第1第1号の4関係</u>	(新設)
<u>1 「教育及び指導に直接従事することを本務とする職員」とは、児童自立支援専門員の資格を有し、学習指導及び職業指導</u>	(新設)

を行うことを本務とする職員をいう。

2 「教育及び指導に直接従事することを常例とする職員」とは、児童自立支援専門員の資格を有し、学習指導及び職業指導を行うことを常例とする職員並びに栄養士又は調理師の資格を有し、調理実習の指導を行うことを常例とする職員をいう。

(新設)

3 「心理療法士」とは、大学において心理学を専修する学科を修めた職員又はその知識及び経験が当該職員に準ずる職員で、児童の心理を判定し、カウンセリング、暗示療法その他の心理療法を行うものをいう。

(新設)

(削る)

(削る)

(削る)

規則別表第1第9号関係

1 「教育及び指導に直接従事することを本務とする職員」とは、児童自立支援専門員の資格を有し、学習指導及び職業指導を行うことを本務とする職員をいう。

2 「教育及び指導に直接従事することを常例とする職員」と

<p>(削る)</p>	<p><u>は、児童自立支援専門員の資格を有し、学習指導及び職業指導を行うことを常例とする職員並びに栄養士又は調理師の資格を有し、調理実習の指導を行うことを常例とする職員をいう。</u></p> <p>3 <u>「心理療法士」とは、大学において心理学を専修する学科を修めた職員又はその知識及び経験が当該職員に準ずる職員で、児童の心理を判定し、カウンセリング、暗示療法その他の心理療法を行うものをいう。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p>4 <u>「児童の輸送に従事する自動車運転手」とは、諸行事への参加、無断外出児の引取り等のための児童の輸送を行う自動車運転手をいう。</u></p>

以 上